

# 埼葛斎場利用のしおり

埼葛斎場は、春日部市、岩槻市、蓮田市、白岡町、杉戸町、庄和町の3市3町で組織する埼葛斎場組合が運営する施設です。施設の状況を次のとおりご案内申し上げます。

## 1. 施設内容

① 斎場棟	告別ホール・火葬炉（7）・収骨室（2）・遺体保管室（1）
② 待合棟	控室（8）待合ホール
③ 式場	50人収容可（祭壇設備あり）
④ 霊柩車	2台（洋型）
⑤ 小動物炉	犬猫等の小動物専用炉（1）
⑥ 駐車場	約30台分

## 2. 使用時間等

- ① 利用時間 原則として、午前8時30分～午後5時まで
- ② 休場日 1月1日、2日、3日及び友引の日
- ③ 利用申込 埼葛斎場を利用する場合は、市役所及び町役場へ申し込みをしてください。なお、詳しいことにつきましては、埼葛斎場組合まで直接お問い合わせください。（Tel 048-752-3441）
- ④ 使用料金 別表の通り
- ⑤ 火葬時間 9時、10時、11時、12時、1時、2時、3時

## 霊柩自動車の利用について

埼葛斎場組合では、洋型の霊柩自動車を、春日部市、岩槻市、蓮田市、白岡町、杉戸町、庄和町の区域内で運行しています。使用申し込みは、火葬の予約と併せて市役所及び町役場へ申し込んでください。

# 埼葛斎場で通夜、告別式ができます。

## 1. 使用時間

通夜 午後3時～午後8時30分まで

告別式 午前8時30分～正午まで（延長不可）

## 2. 使用上の留意点

- ①式場を使用する場合の火葬時間は、12時までに限ります。
- ②祭壇は、原則として備え付けの祭壇を使用させていただきます。
- ③通夜終了後は、8時30分でお帰りいただきますが、5人を限度として一夜を明かすこともできます。ただし寝具類については、各自で用意してください。  
通夜、告別式のみ使用については、仮泊はできません。
- ④花輪の設置はできません。
- ⑤生花、盛籠は式場内に設置してください。
- ⑥飲食物の持ち込みは、特に制限はしませんが、使用後の後始末は使用者の責任においてお願いいたします。特に空瓶、空缶等の持ち帰りにご協力ください。
- ⑦式場の使用できない日は、通夜については友引の日の前日と12月31日、告別式については、友引の日が使用できません。

## 火葬する際の留意事項

1. ご遺体を納棺される時、下記の物品等は絶対に入れないでください。これらの物品等を入れますと、火葬炉の故障や火葬時間等に支障をきたしますのでご協力ください。
  - ① ガラス製品（一升びん、ウイスキーびん、香水びん等）
  - ② 書籍類
  - ③ 不燃物製品（金属類、陶磁器類）
  - ④ プラスチック製品（おもちゃ、人形等）
  - ⑤ ドライアイス、ゴム製品
  - ⑥ 厚い布団、綿入れ衣類、毛布
  - ⑦ 危険物（ガスライター等爆発性のあるもの）※ ペースメーカーの摘出が済んでいない場合は、事前にお申し出ください。
2. 埋火葬許可証を忘れた場合は、火葬ができません。必ずご持参ください。
3. 斎場へ到着してからは、『最後のお別れ』ができませんので、あらかじめご了承ください。

# 埼葛斎場使用料一覧表

施設の名称	区 分	単 位	組合市町の居住者	組合市町外の居住者
火 葬 炉	12 歳 以 上	1 体	無 料	50,000円
	12 歳 未 満	1 体	無 料	40,000円
	死 産 児	1 胎	無 料	30,000円
	改 葬 遺 骨	1 件	無 料	30,000円
遺体保管室		1 昼夜	1,000円	2,000円
式 場	通夜に使用する場合	1 回	20,000円	40,000円
	告別式に使用する場合	1 回	20,000円	40,000円
	通夜から告別式まで使用する場合	1 回	50,000円	100,000円
控 室	1 号 室 ～ 5 号 室	2 時間	3,000円	6,000円
	7 号 室 ～ 10 号 室	2 時間	6,000円	12,000円
霊 柩 車		2 時間	3,000円	10,000円

(骨容器も取扱っております。)

※組合市町の居住者とは、死亡時に春日部市、岩槻市、蓮田市、白岡町、杉戸町、庄和町の住民基本台帳及び外国人登録原票に記録されている方をいいます。

## 葬儀の手順 (参 考)

### 1. 死亡届を提出する。

死亡届を提出するためには、事前に医師の死亡診断書が必要です。

死亡診断書には死亡届が添付されていますので、必要事項を記入のうえ市役所及び町役場へ提出します。

### 2. 埋火葬許可証を取得し、斎場の申し込みをする。

死亡届が受理されると埋火葬許可証が発行されますので併せて斎場の申し込みをします。

### 3. 通夜、告別式を実施する。

### 4. 斎場で火葬をする。

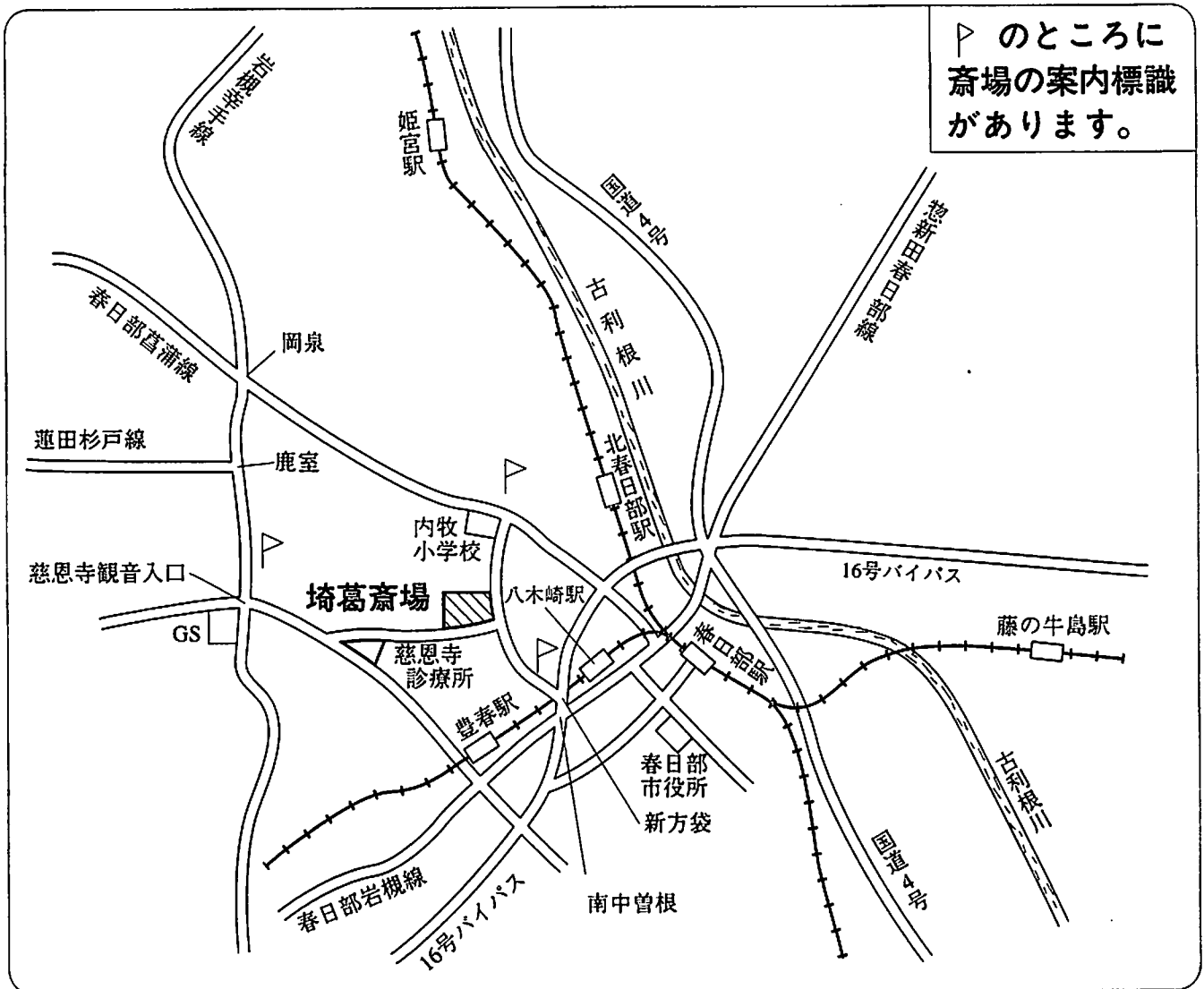
火葬が終了したら、火葬を実施した旨の証明を受けます。

### 5. 納骨する。

埋火葬許可証は、納骨の際に必要です。墓地がなくすぐに納骨できない場合は、埋火葬許可証は、大切に保管してください。(埋火葬許可証は、再発行されません。)

埼葛斎場は公共施設です。職員に対する心付け等は、一切お断りいたします。

# 埼葛斎場案内略図



▽ のところに  
斎場の案内標識  
があります。

## 埼葛斎場組合

事務局 〒344-0051 春日部市大字内牧1431番地

TEL 048(752)1531

FAX 048(754)0022

斎場

TEL 048(752)3441

- 春日部市役所 〒344-0067 春日部市中央六丁目2番地 TEL 048-736-1111(代)
- 岩槻市役所 〒339-0057 岩槻市本町六丁目1番1号 TEL 048-757-4111(代)
- 蓮田市役所 〒349-0101 蓮田市大字黒浜2799番地1 TEL 048-768-3111(代)
- 白岡町役場 〒349-0215 白岡町大字千駄野432番地 TEL 0480-92-1111(代)
- 杉戸町役場 〒345-0025 杉戸町清地二丁目9番29号 TEL 0480-33-1111(代)
- 庄和町役場 〒344-0117 庄和町大字金崎839番地1 TEL 048-746-1111(代)